

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

食は私たちが生きていくために欠かせないものです。また、おいしく楽しく食べることは私たちに健康でいきいきとした生活をもたらしてくれます。

世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により、食を取り巻く環境は変化しています。

また、野菜不足や塩分の過剰摂取などの栄養のかたより、朝食の欠食のような食習慣の課題、食糧自給力や食文化の継承、多量の食品ロスといった食をめぐる様々な問題も生じており、持続可能な食育の推進が求められています。

このような現状から、国は国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進するため、平成17年（2005年）に食育基本法を制定しました。同法に基づき、平成28年（2016年）に「第3次食育推進基本計画」を策定し、「実践の環を広げよう」を基本理念として、食育の推進を図ってきました。

愛知県は、「あいち食育いきいきプラン2020」（第3次愛知県食育推進計画）を平成28年（2016年）に作成し、「食育の実践による健康で活力ある社会の実現」を目指すべき姿として、計画を推進しています。

刈谷市においては、平成23年度（2011年度）に「刈谷市食育推進計画」を策定し、すべての市民が食育を通じて豊かな人間性をはぐくみ、いきいきと暮らすことができるよう、食育の推進に取り組んできました。これまでの取組と課題を踏まえ、今後も食育を総合的かつ計画的に推進していくために第2次計画を策定します。

食育とは…

「食」に関する知識を身につけるだけでなく、感謝の気持ちや社会性をはぐくんでいくことです。「だれかと一緒に食べること」、「食事を楽しむこと」、「三食しっかり食べること」も食育の一環です。

食育で身につけること

食べ物や作る人への感謝の心

食事の重要性や心身の健康

食事のマナーなどの社会性

栄養バランスよく食べること

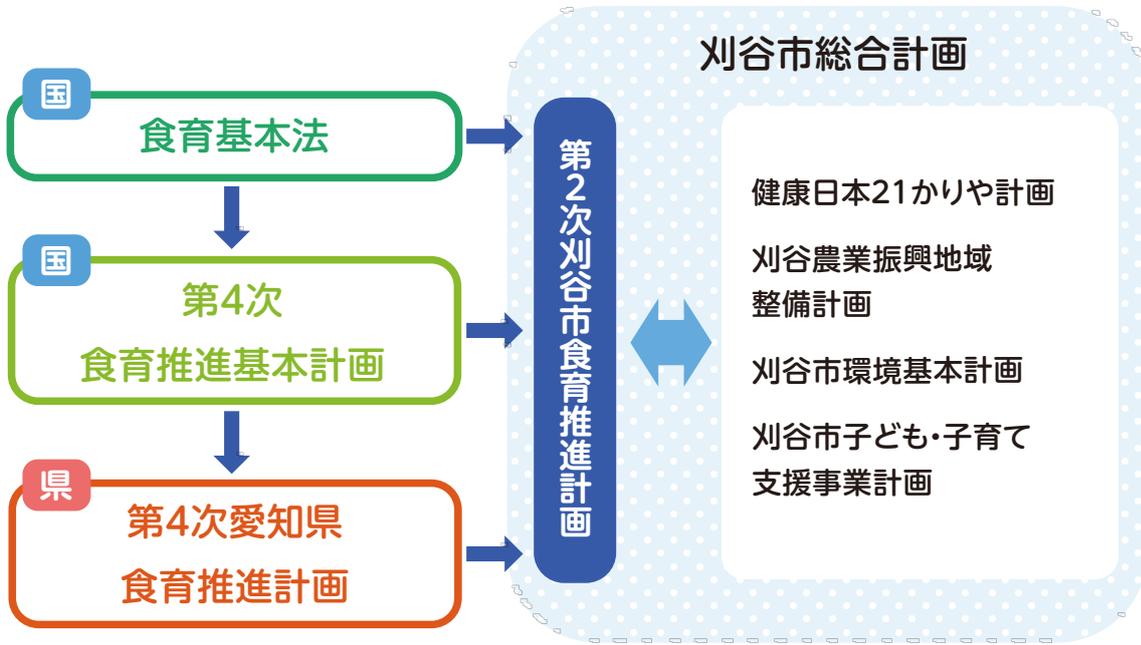
地域の産物や歴史など食文化の理解

安全や品質など食品を選択する能力



2 計画の位置づけ

食育基本法を踏まえ、同法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。
また、本市における関連計画との整合性を保ちます。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間とします。ただし、令和7年度（2025年度）において中間評価を行い、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、必要と判断した場合に計画の見直しを行います。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
刈谷市	第2次刈谷市食育推進計画									
	中間評価									
国	第4次食育推進基本計画					第5次食育推進基本計画				
愛知県	第4次愛知県食育推進計画					第5次愛知県食育推進計画				